

投票日に投票所へ行くことができない方は

期日前(不在者)投票をご利用ください

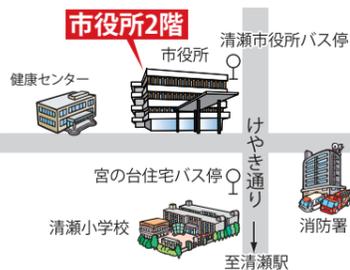
期日前投票

投票日当日、投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。ご自分の「入場整理券」の裏面に必要事項を記入のうえ、お持ちください。また、市役所旧庁舎解体工事に伴い、従来の市役所及び健康センターの駐車場は使用できません。車でお越しの際は、市役所東側来庁者用仮設駐車場をご利用ください。なお、優先駐車場(お体の不自由な方など)は市役所玄関前にございます(一般の方の駐車や市役所玄関前での自動車の乗降はご遠慮願います)。皆さまにはご不便・ご迷惑おかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

※市役所と生涯学習センターの投票できる期間・時間が異なりますのでご注意ください。

市役所(2階市民協働ルーム)

期間 6月26日(土)～7月3日(土)(8日間)
時間 午前8時30分～午後8時



※今回より期日前投票所が市役所に変わりました。

生涯学習センター(アミュー6階講座室1)

期間 6月29日(火)～7月2日(金)(4日間)
時間 午前9時30分～午後9時



※期日前投票初日は非常に混雑することが予想されます。
※生涯学習センターには駐車場がありません。お車でお越しの方は、クリア市営駐車場をご利用ください。



滞在先の市区町村の不在者投票所で不在者投票

仕事や旅行などで清瀬市以外に滞在先の方は、あらかじめ投票用紙を請求して、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

不在者投票宣誓書(兼請求書)

私は、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。
このことが真実であることを誓い、投票用紙(等)を請求します。 令和3年 月 日

- ①氏名(フリガナ)
- ②生年月日
- ③清瀬市の住所
- ④投票用紙の送付先
- ⑤日中連絡がとれる電話番号
- ⑥不在者投票の理由
(仕事で出張中、出産のため実家へ帰っているなど)

※請求書は便せんなどを使用して左記のように作成してください(市ホームページからもダウンロード可)。

【手続きの手順】

①「不在者投票宣誓書兼請求書」を選挙管理委員会に至急郵送または持参(ファクス・メールでの提出はできません)
※マイナンバーカードをお持ちで電子証明書を取得し、ICカードリーダーをお持ちの方は清瀬市電子申請サイトから請求することができます。
郵送先 〒204-8511 清瀬市中里5-842 清瀬市選挙管理委員会事務局宛

②清瀬市選挙管理委員会からご本人の希望送付先に投票用紙を郵送

③投票用紙が届いたら、滞在先の市区町村で不在者投票

この方法は郵送によるため、日数がかかります。お早めにお手続きください。



有権者の皆様へ～感染症対策～

■持参した鉛筆で投票用紙に記入することができます

投票用紙は原材料にプラスチックを使用しており、インクがにじむ可能性があります。そのため、鉛筆(濃いめ)の使用を推奨しています。ボールペン(特に水性)・シャープペンシルの使用は推奨しませんが、お断りすることはありません。

■投票所では感染予防(消毒・換気等)の対策をします

感染症拡大防止のため人の密集を避け、分散して投票することの意味でも期日前投票の積極的な活用をお願いします。なお、前回の選挙の期日前投票の混雑状況を市ホームページで確認できます。

投票所にお越しになる皆さまは、マスクの着用・帰宅後の手洗いなどの感染症対策にご理解・ご協力をお願いします。

選挙に関する問合せ

選挙管理委員会事務局選挙係(市役所2階南、けやき通り側) ☎042-492-5111(代表)



指定施設での不在者投票

病院・老人ホームなどに入院・入所されている方は、その施設が不在者投票指定施設であれば、その施設で投票ができます。
お早めに施設の方に申し出てください。

◆市内不在者投票指定施設(全21か所)◆

- ・清瀬富士見病院
- ・織本病院
- ・山本病院
- ・複十字病院
- ・救世軍清瀬病院
- ・竹丘病院
- ・東京病院
- ・清瀬リハビリテーション病院
- ・信愛病院
- ・ペトレヘムの園病院
- ・老人保健施設 ラビアンローゼ
- ・介護老人保健施設 たけおか
- ・特別養護老人ホーム 清雅苑
- ・特別養護老人ホーム 救世軍恵泉ホーム
- ・特別養護老人ホーム 上宮園
- ・特別養護老人ホーム 信愛の園
- ・養護老人ホーム 聖家族ホーム
- ・特別養護老人ホーム 聖ヨゼフ老人ホーム
- ・清瀬療護園
- ・東京都清瀬喜望園
- ・救世軍自省館



郵便等による不在者投票

重度の障害などのある方が郵便等で投票する制度です。次のいずれかの要件に該当し、自書できる方が利用できます。
※この制度の利用を希望される方は、事前に選挙管理委員会に申請が必要です。

	障害名	障害の程度			介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級		
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能障害	○	○	非該当		要介護5
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	○	—	○		
	免疫・肝臓の障害	○	○	○		

■代理記載が可能です■

自書できない方には、あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。対象は上表に該当し、身体障害者手帳の上肢または視覚障害が1級の方です。

お体の不自由な方へ

■代理投票■

お体が不自由なことなどにより、ご自身で投票用紙に書くことができない方は、申し出により投票所の係員が付き添い、ご本人の意思を確認して代筆します(ご家族などが代筆することはできません)。

投票の秘密は守りますので、安心して投票所の係員にお申し出ください。

■点字投票■

目が不自由な方は点字投票用紙により投票ができますので、係員にお申し出ください(点字器は各投票所に用意しています)。また、「選挙公報」の音訳CDを作成しています。下記へご連絡ください。

☎秘書広報課広報広聴係 ☎042-497-1808